

「農地法第3条」の許可申請に係る書類について！

「農地法第3条」の許可申請に係る書類については、農業委員会に備え付けています。必要とされる方は、お手数ですが窓口迄お越してください。

なお、同様に「農地法第4条」及び「第5条」の許可申請に係る書類についても備え付けをしています。

その他「農地法」等に係る書類については、事務局迄お尋ねください。

※「農地法第3条」の許可申請に係る書類

- ①許可申請書（添付書類確認表）
- ②許可申請書（記入例）
- ③農地の売買・贈与・賃借等の許可について（許可基準・下限面積・事務の流れ）

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3	
七宗町役場 農林建設課 農務係	
電話番号	0574-48-1113（直）内線166
FAX番号	0574-48-2239

※追伸：平成23年8月9日より農林建設課へは、直通電話となりました。
また、内線番号も変わりましたのでご確認ください。